○岡山市認可外保育施設教育利用給付費に関する要綱

制定 令和2年3月31日 改正 令和3年3月19日決裁 改正 令和4年4月26日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第8条に規定する子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の認 定を受けていない保護者の子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を 経過した小学校就学前の者が、法第7条第10項第4号に規定する施設(法第58条の1 1第1項の規定に基づき、法第30条の11第1項の岡山市長の確認を受けた施設に限る。 以下「認可外保育施設」という。)を利用する場合に、市が当該保護者に対して行う給付に ついて必要な事項を定め、もって保護者の負担軽減を図ることにより、幼児教育の機会を 広げることを目的とする。

(対象となる者)

- 第2条 給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。
 - (1) 岡山市内に所在する認可外保育施設の利用日において、岡山市内に住所を有すること。
 - (2) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、かつ、小学校就学前であること。
 - (3) 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども又は法第30条の8第1項に 規定する施設等利用給付認定子どもでないこと。
 - (4) 岡山市内に所在する認可外保育施設を概ね週3日以上の教育・保育を内容とする契約で、契約期間を1か月以上として利用していること。

(対象となる費用)

第3条 第1条の給付の対象となる費用は、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の16で定める費用を除く。)の例によるものとする。

(給付の額)

- 第4条 第1条の給付の額は、月額8,300円を上限とし、利用料の額が上限を下回る場合は利用料の額を上限として給付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、月の途中で、第2条各号のいずれかに該当しなくなった場合 にあっては該当した日数に応じて、第5条の認定が月の途中から開始される場合にあって は認定を受けた日数に応じて、前項の額を日割り算定した額を給付する。

(受給資格の認定申請)

第5条 第2条各号のいずれにも該当する子どもの保護者は、認可外保育施設教育利用給付費(以下「給付費」という。)を受給しようとするときは、利用を開始する日までに、岡山市認可外保育施設教育利用給付認定申請書(様式第1号)を市長へ提出し、認定を受けなければならない。

(受給資格の認定)

第6条 市長は、前条の認定の申請があったときは、申請書を審査し、1か月以内に当該申

請に係る保護者へ認定又は却下の通知をしなければならない。

- 2 前項の通知は、岡山市認可外保育施設教育利用給付認定通知書(様式第2号)、又は岡山 市認可外保育施設教育利用給付認定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査にあたって、当該保護者に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができるものとする。
- 4 市長は、第1項の審査にあたっては、市が保有する住民記録情報及び法第8条に規定する子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の認定情報により確認するものとする。

(認定の取消)

第7条 第5条の認定を受けた保護者(以下「認定保護者」という。)が、第2条に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、市長は、岡山市認可外保育施設教育利用給付認定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(認定の変更)

- 第8条 認定保護者は、第6条第2項に掲げる岡山市認可外保育施設教育利用給付認定通知 書により認定を受けた事項に変更があるときは、岡山市認可外保育施設教育利用給付認定 変更届出書(様式第5号)を市長へ提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の変更届出書の提出があったときは、必要があると認める場合に限り、岡山市認可外保育施設教育利用給付認定変更通知書(様式第6号)により通知をしなければならない。

(請求の手続き)

第9条 給付費の請求をしようとする認定保護者は、市長が定める期間内に、岡山市認可外保育施設教育利用給付費請求書(様式第7号)に当該認定保護者の子どもが利用する認可外保育施設が発行する岡山市認可外保育施設教育利用給付提供証明書兼利用料領収書(様式第8号)を添付して提出することにより市長に請求しなければならない。

(給付費の決定)

- 第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査のうえ給付費の 支給又は不支給の決定を行い、当該請求を行った者(以下「請求者」という。)に対してそ の旨を通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定をするため必要があると認められるときは、請求者及び認可外保育 施設提供者に対して、文書の提出又は提示を求め、若しくは質問することができるものと する。
- 3 第1項の規定による支給又は不支給の決定は、原則として、四半期ごとに行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(支給の方法)

第11条 給付費の支給は償還払いとし、請求者が指定する金融機関の口座に振り込む方法 により、原則として、四半期ごとに行う。ただし、特別の理由があるときは、この限りでな い。

(雑則)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月26日決裁)

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 改正後の様式第1号、様式第5号及び様式第7号は、令和4年4月利用分以降の給付費 の請求について適用し、令和4年3月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の 例による。

岡山市長 様

岡山市認可外保育施設教育利用給付認定申請書

下部記載の事項に同意し、認可外保育施設の教育利用給付認定を希望するので、 次のとおり申請します。

受付印			
提出方法	窓・郵	受付者	
提出者	父・母・園	١٠ ()
本人確認	免・マ・健	• ()

年

月

日

申請日 令和

4	-	霊	
		==	4

1. T	1A. La										
フリガナ		現住所	₹	_							
申請者		が注が									
申請者 氏名 ※1	(児童との続柄:)	転居先 (転居予定が ある場合)	₸	_			(転居予定日	: 令和	年	月	日)
日中の 連絡先 ※2	(1) 父携帯・母携帯・自宅・その他()	② 父携帯・	母携帯・	自宅・その他()	認定希望日	令和	年	ļ	月	日

※1 申請者が署名する場合は押印不要です。

※2 日中の連絡先(電話番号)は、連絡がつく順に記入してください。

2. 保護者及び対象児童

		父							母			対象の子ども					
フリガナ																	
氏名															(性別:	男・女)
生年月日	昭和 平成	年		月	日	昭和 平成		年		月	目	平成 令和		年	月	日	
現住所 ※3	Ŧ	_		□申請	者と同じ	Ŧ	_			□申請	着と同じ	Ŧ	_		□申ⅰ	請者と同	リじ
転居先 (転居予定が ある場合) ※4	Ŧ	_			者と同じ		_				情者と同じ		_			請者と同	Jΰ
/N 1	(転居予定	定日:令和	年	月	日)	(転居予 ※3 ※			年	月 早失け	日)		定日:令			月) ください	_

※3 ※4 現住所及び転居先は、上記申請者と異なる場合のみ記入してください。

3. 利用予定施設

施設名称	施設所在地					利用開始(予定)日		
フリカ゛ナ:	₹	_		電話				
					令和	年	月	日

申請にあたって同意していただく事項

- 1. 岡山市認可外保育施設教育利用給付費に関する要綱第6条の規定に基づき、認可外保育施設教育利用給付認定の審査 にあたって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、認可外保育施設教育利用給付認定や認可外保育施設教育利用給付費の支給に関する情報 として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、審査結果のお知 らせを延期する場合があります。
- 4. 申請内容が事実と相違した場合は、認可外保育施設教育利用給付認定を取り消すことがあります。
- 5. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利 用がある場合は、本認定の申請はできません。

<担当課処理欄>	教育·保育	□なし □1号	□1号	企業主導型	□なし	認可外施設 等教育利用	□1号	始	 /
	給付認定	□2号	□3号	保育利用	□あり	等教育利用 給付認定	□却下	終	 入力

岡山市認可外保育施設教育利用給付認定通知書

様

岡 山 市 長

申請のありました岡山市認可外保育施設教育利用給付認定について、次のとおり決定しましたので、通知します。

認	定 番 号	
I₽	氏 名	
保護者	生年月日	
13	住 所	
子ども	氏 名	
4	生年月日	
利	用予定施設	
有	効 期 間	

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に、市長に対して 審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月 以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消の訴えを提起する ことができます。

岡山市認可外保育施設教育利用給付認定却下通知書

様

岡 山 市 長

申請のありました岡山市認可外保育施設教育利用給付認定について、次のとおり却下しますので、通知します。

/p	氏 名	
保護者	生年月日	
П	住 所	
子ども	氏 名	
4	生年月日	
却	下 の 理 由	

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に、市長に対して 審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月 以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消の訴えを提起する ことができます。

岡山市認可外保育施設教育利用給付認定取消通知書

様

岡 山 市 長

先に認定した岡山市認可外保育施設教育利用給付認定について、次のとおり取り消しましたので、通知 します。

認	定 番 号	
<i>I</i> □	氏 名	
保護者	生年月日	
13	住 所	
子ども	氏 名	
4	生年月日	
認	定 取 消 日	
取	消 理 由	

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に、市長に対して 審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月 以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消の訴えを提起する ことができます。

岡山市長 様

岡山市認可外保育施設教育利用給付認定変更届出書

以下のとおり、岡山市認可外保育施設教育利用給付認定に係る変更の必要が生じたので届け出ます。

なお、給付認定変更にあたり、適正な認定のため、世帯員及び扶養義務者に関して、 岡山市が住民基本台帳等必要な公簿の照会・調査等を行うこと、また、関係機関や他 市区町村から資料を取得すること、求めに応じ、資料を提供することについて同意し ます。

受付印			
提出方法	窓・郵	受付者	
提出者	父・母・園	• ()
本人確認	免・マ・健	• ()

年

月

日

申請日 令和

-	==	#
#	詰	石

1. TH	押旧									
フリガナ						Ŧ	_			
申請者氏名	(児童との続柄:	:)		現住所					
生年月日	昭和	年	月	B	連絡先		_	_	父携帯・母携帯・自宅・その他()

申請者が署名する場合は押印不要です。

2. 変更事項(変更する項目のみ記載してください)

2. 发:	史争垻(3	文文タる	項目のの	・記戦し	しくだっ	: U1)								
□世帯	構成員の変	变更												
変更理由														
氏名														
生年 月日	和曆	年	月	目	和曆	年	月	日		和曆	年	月	F	l
児童と の続柄														
変更 種別	□追加 □消去	□氏変列 □その値)	□追加 □消去)	□追加 □消去	口氏)
変更 年月日	令和	年	月	目	令和	年	月	日		令和	年	月	F	I
口住所	の変更										変更	1年月日		
変更後 の住所	〒 -	=								令和	年	月	E	I
□電話	番号の変列	更												
① 父携 带	・母携帯・自宅 一	・その他(<u>—</u>)	② ^{父表}	携帯・母携帯	・自宅・その他(-	_)		②父携带	r・母携帯	・自宅・その(・自宅・その(・自宅・その(也()
□利用	施設	名	称					施設所在	地			利用開始	台(予定)	日
フリカ゛ナ :						〒 -	_	電話			-	令和 年	月	日
ロスの	rih													
口その位	<u>u</u>													
											<担	l当課処理相	嗣>	/
											J			入力

岡山市認可外保育施設教育利用給付認定変更通知書

様

岡 山 市 長

申請のありました岡山市認可外保育施設教育利用給付認定について、次のとおり決定しましたので、通知します。

認	定 番 号	
4早.	氏 名	
保護者	生年月日	
13	住 所	
子ども	氏 名	
4	生年月日	
利	用予定施設	
有	効 期 間	

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に、市長に対して 審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月 以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消の訴えを提起する ことができます。

※1 請求書は、請求対象期ごと、対象の子どもごとに作成してください。

ح	Ŀ	\$ コ	_	K.

請求No.

□日 額□時間額

岡山市長 様

岡山市認可外保育施設教育利用給付費請求書

4	口 合和 4		四半期 ₹ 月分	令和			令	〕 第3四 和 年 O月~12] 第4 和 1月~	· 四半 年 3月2		受付印				
基だなる	づき 定す お、	、認可 る償還	「外保育的 払いの扱	函設教育	f利用給]座に振	付費を	、下記 でくた	関する要だのとおり でさい。 である。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	請求しる	ますの	で、	=+-	1.0	提出方法 提出者本人確認	父・母免・マ	· 園·	()
	_	青求者	(認定例	R護者)	。 及び	償還払	いのŧ	辰 込先				請	求日	令和	ź	<u> </u>	月	В
	リリア	ガナ									₹	_		電話		-	-	
	青求 氏名 ※ 年	字 2	昭和•平	成	年	月	E	対象の 子ども との 続柄		現 住 所								
] 今回新	たに振	込先を	指定 🗆	前回	と同じ振り	込先を指	定	預金和	重目	口普	6通 [] 当	垒	<担当	果処理欄>
僧	'彋‡	201			金融機			店名			口座都	番号						求者名
ŧ	辰込	先			銀行	• 信用s	金庫			支店	□座彳	く義						座入力
>	€3	※ 4			農協	• 信用	組合		Ę	出張所	(カタカ	コナ)					□委信	壬状
	原	則、請求		口座です	す。請求	者と口層		が異なる振込 機関名等のロ					-			成して	くださ	い。
			子ども						I									果処理欄>
7	リノ	ガナ	子ども					建	口岡山	市内							<担当i	主〇
7		ガナ	<u>子ども</u>					請求対象 期間の	□岡山□転入		(転入E	3 令和	:O	年	=	日)	□認知	主〇
	ソリア 子ど 氏名	ガナ :も ろ	子ども 平成 令和	年		月			□転入	した	(転入E (転出E				=	日) 日)	□認知	主〇
ラ : 生	リア 子ど 氏(音)	がナ ま ろ 月日	平成	·		月	В	期間の	□転入	した					-		□認知	主〇
ラ : 生	リア 子ど 氏(音)	がナ ま ろ 月日	平成 令和	卜保育			В	期間の	□転入□転出	した	(転出E	3 令和	0		-	型) 契約して	□認知□認知□ 認知	它○ 它× 用料 <u>※</u> 5
ラ : 生	アンテムの一	がナ ま ろ 月日	平成 令和	卜保育	施設			期間の	□転入	した	(転出E	∃ 令和	0		-	契約して日月日	□認第 □認第 □ 認第	定〇 定× 日 用料 **5
ラ : 生	リア 子ど 氏(音)	対ナはもいる。	平成 令和	卜保育	施設		В	期間の	□転入□転出	した	(転出E	3 令和	0		-	契約して日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	□認定□認定□認定□認定□認定□認定□認定□認定□認定□認定□認定□認定□認定□	定〇 定× 日 円 円
3.	アンテムの一	がナ はも 引用し が プリカ・ナ:	平成 令和	卜保育	施設		В	期間の	□転入□転出	した	施調	会和会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列	地 _	年 /	-	契約して日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	□ 認分	定〇 定× 日 円 円
3.	ツァ 子 ご 年 月 (年)	対ナはもいる。	平成 令和	卜保育	施設		В	期間の	□転入□転出	.した した -	施調	3 令和	0		-	契約して日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	□ 認分	定() 定() 定() () () () () () () () () () () () () (
3.	アンテムの一	がナ はも 引用し が プリカ・ナ:	平成 令和	卜保育	施設		В	期間の	□転入□転出	.した した -	施調	会和会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列	地 _	年 /	-	型約して 回月 に 回月 に 回月 に	□ 認分	定() 定() 下() 下()
3.	ツァ 子 ご 年 月 (年)	がナ はも 引用し が プリカ・ナ:	平成 令和	卜保育	施設			期間の	□転入□転出	.した した -	施富	会和会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列会列	地 _	年 /	-	型) 契約 口月 日間 日間 日間	□ 認分	定() 定() 定() () () () () () () () () () () () () (
3.	ツァ 子 ご 年 月 (年)	がナ まも 引用し が フリが ナ:	平成 令和	卜保育	施設			期間の	□転出	.した した -	施富	○ 令和○ 令所在② 話	地 _		-	契約し □ 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	□ 認分	定() 定() 定() 形() 円() 円() 円() 円() 円()
3.	7リ7 子ど年 (年) (年) (1) (2)	がナ まも 引用し が フリが ナ:	平成 令和	卜保育	施設			期間の	□転出	.した した -	施富	○ 令和○ 令所在② 話	地 _		-	契約 口 日 日 間 日 日 間 日 日 目 日 日 目 日 日 目 日 目 目 日 目 目 日 目 目 日 目 日	□ 認分	定 × ※ P 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
3.	7リ7 子氏(年) (年) (年) (1) (2) (3)	がナ まも 引用し が フリが ナ:	平成 令和	卜保育	施設			期間の	□転出	.した した -	施富	○ 令和○ 令所在② 話	地 _		-	契約 □ 月 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	□ 記分	定 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
3.	7リ7 子氏(年) (年) (年) (1) (2) (3)	がナ まちろ 引日 は ショ ショ ショ ショ ショ ショ ショ ショ ショ ショ	平成 令和	卜保育	施設			期間の	□転出	.した !した - -	施富	3 令和 安所在 電話	地		-	契約して、日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	□ 記分 の	
ラ : 生	7リ7 子ど年 (年) (年) (1) (2) (3)	がナ まちろ 引日 は ショ ショ ショ ショ ショ ショ ショ ショ ショ ショ	平成 令和	卜保育	施設			期間の	□転出	.した !した - -	施富	3 令和 安所在 電話	地		-	契約している。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	□ 記え が	

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算出した 月額相当分の利用料額を、月額欄に記入してください。

|--|--|

4. 認可外保育施設教育利用給付費の償還払い請求内訳

利	利用年月 認可外保育施設に支払った 月額利用料(保育料) (A) ※6 ※7		月額上限額 (B) ※8	請求額 (AとBの低い方)		
令	月	巴	円	円		
和	月	巴	円	円		
年		円	円			

※6 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※7 上記の支払った額(A)について、次の 証明書類を添付してください。

\.	\sim
•ו	×
∕∙ \	v

月額上限額(B)は、8,300円です。

- ⇒以下の場合の月額上限額は、それぞれ次のとおりとなります。 ○月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する 場合
 - 8,300円 × 認定終了日 (転出日)までの日数 ÷ その月の日数 〇月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合
 - 8,300円 × 認定日からの日数 ÷ その月の日数

| ┃ □ ■ 岡山市認可外保育施設教育利用給付提供証明書 兼 利用料領収証明書

	委 任 状											
岡山市長	様								令和	年	月	В
私は、認可外保育施設教育利用給付費の受領に関する権限を右記の代理人に委任します。												
請求者本	人(委任者)	求者が署名	ろする場合	合は押印不要	₹です	代理	人(挑	表込先名義人)				
住 所						住	所					
氏 名						氏	名					
生年月日	昭和•平成	年	月	<u> </u>		生年月	目	昭和•平成	年	月	В	

認可外保育施設 教育利用給付費 の審査に係る 請求者同意事項

- (1) 請求者と対象の子どもが、岡山市内に居住していることを岡山市が住民基本台帳で確認すること
- (2) 実際に利用していることを岡山市が対象施設に確認すること。
- (3) 利用料の支払い状況を岡山市が対象施設に確認すること。

岡山市認可外保育施設教育利用給付 提供証明書 兼 利用料領収書

	第	1四半期	
令和	0	年	
_	∤月~	~6月分	

□ **第2四半期** 令和 年 7月~9月分 □ 第3四半期 令和 年 10月~12月分 □ 第4四半期 令和 年 1月~3月分 受付

※1 証明書は、証明対象期ごと、対象の子どもごとに作成してください。

●認定保護者

フリガナ		
保護者 氏名		
対象の子と	ざもとの続柄	

●対象の子ども

● N3 25 02 3				
フリガナ				
児童 氏名				
生年月日	平成	年	月	

※2 以下の記載は、「提供した日」、「提供時間帯」、「領収金額」がわかる書類の添付を もって替えることも可能です。

<担当課処理欄>
□添付あり

請求書 照合

】 押印省略の場合は担当者をご記入ください

■認可外保育施設の提供内容及び利用料等領収金額

				領収金額					
拼	是供年月 ※3	提供した日	提供時間帯 ※4	認可外保育施設教育利 用給付の対象費用 ※5	対象費用に含まれ ない費用 ※6	合計			
令和	月		: ~	円	円	円			
	月	□ ~	: ~	円	円	円			
年	月	□ ~ □	: ~	円	円	円			

特記事項 ※7 ※8

- . ※3 提供年月は、この証明書の証明対象期に該当する年月を記入してください。
- ※4 提供時間帯は、証明対象者の標準的な利用時間帯を記入してください。
- ※5 認可外保育施設教育利用給付の対象となる費用は、保育料(授業料)・延長保育料等です。
- ※6 給食費・通園費・行事費・保護者会費・傷害保険料・その他実費(日用品・制服・絵本代等)等は対象になりません。
- ※7月途中の入退園がある場合は、入退園年月日を特記事項欄に記入してください。
- ※8 各月の認可外保育施設教育利用給付の対象費用の領収金額に複数の内容が含まれる場合は、内訳を特記事項欄に記入してください。

作成担当者名【

上記のとおり対象の子どもに対し、子ども・子育て支援を提供するとともに、認定保護者から 利用料を領収したことを証明します。

令和	年	月	\Box	主たる事務所の所在地
				設置者名称
				施設・事業所の名称
				代表者職氏名